配当公告

福島県南会津郡南会津町塩ノ原三六〇番地
破産者　舘岩建設株式会社

右の者に対する福島地方裁判所会津若松支部平成二十年（フ）第三一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金二八一、五七二円
一般債権　金二九〇、四五四、一六〇円

一、配当することのできる金額
優先債権　金二八一、五七二円
一般債権　金七三、一四〇、四五七円

平成二十一年七月十五日
福島県会津若松市城前四番二二号
破産管財人　目黒　鷹雄

配当公告

福岡県大野城市御笠川六丁目七番一号、商業登記簿上の本店所在地北九州市小倉北区西港町一二三番地の一〇　破産者　株式会社蒲正

右の者に対する福岡地方裁判所平成二十年（フ）第一九〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金一、三二〇、八三七、一二五円
優先債権　金二、〇八五、九〇〇円

一、配当することのできる金額
一般債権　金一五九、三五二、八四七円
優先債権　金二、〇八五、九〇〇円

平成二十一年七月十五日
福岡市中央区薬院一丁目一六番二〇号
破産管財人　中山　栄治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東七六番地、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢一一七八番地六
被相続人　亡　小板橋秀信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十五日
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺九二〇番地
相続財産管理人　茂原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区多部田町七六〇番地の二九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐久間　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十五日
事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号
建設会館ビル六階　ソレイユ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋横山町六番地四、最後の住所東京都小平市学園東町三丁目一番四―三〇一号　被相続人　亡　今関　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十五日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市小比企町一八三〇番地一二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　馬場　晴雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十五日
東京都八王子市みつい台一丁目一九番五号、事務所東京都八王子市明神町四丁目一二番二号岡部ビル二階
相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県南足柄市雨坪二三七番地、最後の住所神奈川県南足柄市沼田一四〇番地二
被相続人　亡　津川　杲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十五日
事務所神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号アオバビル　西湘法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中根　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市梶原四丁目一七〇〇番地一、最後の住所神奈川県鎌倉市大町六丁目六番二七号　前山洋子方
被相続人　亡　梅木　翠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十五日
神奈川県鎌倉市岡本二―二―一―四一四
相続財産管理人　松本　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市千種区今池一丁目六一一番地、最後の住所愛知県瀬戸市品野町三丁目一三八番地介護付有料老人ホームしなのの里
被相続人　亡　友松　申六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十五日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一六番二八号小松ビル五〇一号串田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河野　正実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県小郡市三沢三九一〇番地第二、最後の住所福岡県小郡市三沢三九一〇番地
被相続人　亡　中村　嘉宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十五日
福岡県久留米市中央町三八番六号　四階
相続財産管理人　松本　佳郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市恒富町一丁目三番地一二、最後の住所宮崎県延岡市土々呂町二丁目六五番地一　被相続人　亡　梶原　勇人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十五日
宮崎県延岡市桜小路三八一番地四
相続財産管理人　弁護士　成合　一弘

無縁墳墓等改葬公告

山浦墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年七月十五日
一、墳墓等所在地　福岡県久留米市安武町武島字寺浜三〇三八番
一、墳墓等の名称　山浦墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　福岡県久留米市安武町武島三一三九　山浦墓地管理会長　尾形　文清　（電話〇九四二―二六―四一二九）

第１期決算公告

平成21年7月15日　東京都港区浜松町２丁目４番１号
株式会社ＯＧＩ武蔵
代表取締役　松﨑　勉

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	129	流動負債	69
固定資産	2,627	固定負債	2,314
		株主資本	372
		資本金	50
		資本剰余金	382
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	332
		利益剰余金	△59
		利益準備金	―
		その他利益剰余金	△59
		（うち当期純損失）	(59)
資産合計	2,756	負債・純資産合計	2,756